

議案第87号

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年養父市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、養父市支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

議案第87号 養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p><u>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p><u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、養父市支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>